○農林水産省経済産業省告示第一号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針３⑵に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、清涼飲料を充塡するためのポリエチレンテレフタレート製の容器（以下「清涼飲料用ペットボトル容器」という。）に係るものは、次に掲げるとおりとする。

１　次の表の上欄に掲げる部品の区分ごとに、下欄各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

部品	要件
ボトル	一　ポリエチレンテレフタレートのみを原料とし、その他の物質を添加していないこと。ただし、ポリエチレンテレフタレート以外の物質を添加したボトルが安全かつ衛生的であって、再資源化を実施することができる場合は、この限りでない。 二　着色はしないこと。 三　把手は、着色していないポリエチレンテレフタレート又は比重一・〇未満のポリエチレン若しくはポリプロピレンを使用すること。 四　ボトルに印刷を施さないこと。（賞味期限、製造所固有記号又はロット番号の印字等の微細な表示を印刷する場合を除く。）
ラベル	一　ポリ塩化ビニルは使用しないこと。 二　風選又は洗浄等の再生処理の工程においてボトルと分離できること。 三　ラベルに用いる印刷用インキがボトルに付着しないこと。 四　アルミニウムでラミネートされるラベルを使用しないこと。
キャップ	一　アルミニウム又はポリ塩化ビニルを使用しないこと。 二　比重一・〇未満のポリエチレン又はポリプロピレンを主な原料とすること。 三　ガラス玉又はパッキンを使用する場合は、その取り外し方をラベルに明示すること。

２　当該容器（ラベル、キャップを除く。）一本当たりの重量（単位は、グラムとする。以下同じ。）が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数値を下回ること。

一　あらかじめ殺菌した後、殺菌した内容物を無菌的に及び常温において充塡するための容器　当該容器一本当たりの容量（単位は、ミリリットルとする。以下この項において同じ。）に〇・〇一三九を乗じて得た値に、一四・二を加えて得た値

二　耐熱性のある容器（第六号に掲げる容器を除く。次号から第五号までにおいて同じ。）であって、当該容器一本当たりの容量が五百ミリリットル以下のもの　当該容器一本当たりの容量に〇・〇一六四を乗じて得た値に、一六・八を加えて得た値

三　耐熱性のある容器であって、当該容器一本当たりの容量が五百ミリリットルより大きく、千五百ミリリットル以下のもの　当該容器一本当たりの容量に〇・〇二三五を乗じて得た値に、一三・三を加えて得た値

四　耐熱性のある容器であって、当該容器一本当たりの容量が千五百ミリリットルより大きいもの　当該容器一本当たりの容量に〇・〇〇九八を乗じて得た値に、三三・九を加えて得た値

五　耐圧性のある容器　当該容器一本当たりの容量に〇・〇一三六を乗じて得た値に、一七・二を加えて得た値

六　耐熱性及び耐圧性のある容器　当該容器一本当たりの容量に〇・〇一七八を乗じて得た値に、一七・七を加えて得た値

３　当該容器一本当たりの重量のうち、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。）の合計の重量の割合が十五パーセント以上であること。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十二号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、文具に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

文具に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針３⑵に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるとおりとする。

１　プラスチック製の書類挟みのうち、２に規定するクリアーファイル及び３に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーホルダー」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイからヘまでを満たすこと。

イ　当該製品一個当たりのプラスチックの使用量が、設計認定を受けようとする事業者が直近において販売した製品であって、設計認定を受けようとする製品と同一の種別に属する製品（平成十三年四月一日以降に販売したものに限り、設計認定を受けようとする製品を除く。以下「従前の製品」という。）一個当たりのプラスチックの使用量に比して二十パーセント以上少ないこと。（設計認定を受けようとする製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が、従前の製品よりも高い場合を除く。）

ロ　単一の種類のプラスチックを使用すること。

ハ　設計認定を受けようとする製品の包装にプラスチック以外の材料を使用していること又は当該製品一個当たりの包装におけるプラスチックの使用量が、従前の製品一個当たりの包装におけるプラスチックの使用量に比して二十パーセント以上少ないこと。

ニ　設計認定を受けようとする製品の包装にプラスチックを使用する場合は単一の種類のプラスチックを使用していること。

ホ　使用するプラスチックの種類を見やすい箇所に表示すること。

ヘ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、プレコンシューマ材料（日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチックをいう。以下同じ。）の重量の割合が四十パーセント以上であること。

(2)　当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、ポストコンシューマ材料（日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチックをいう。以下同じ。）の重量の割合が二十パーセント以上であること。

(3)　当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、バイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の割合が十パーセント以上であること。